

～商店街の空き店舗への補助制度に特例措置を設けました～

## 火災や自然災害で被災された 商店街のみなさまの営業再開を支援します

火災や自然災害により商店街のにぎわいが失われるのを防ぐため、**空き店舗や仮店舗、再建した店舗**で営業を再開する際の**賃借料又は店舗の改装に係る経費の一部を助成する制度**です。

**お店の開業までに、事前申請 が必要です！**

**まずは サービス産業政策課 まで、お気軽にご相談ください！**

**(TEL:093-582-2050)**

### ◇ 助成内容

助成の種類	助 成 金 額
①賃借料	賃借料(補助開始から1年間)の <b>80%</b> (限度額 120万円)
②店舗の改装に係る経費	店舗の改装に係る経費の <b>80%</b> (限度額 120万円)  【店舗の改装に係る経費の例】 ・内外装工事(壁面塗装、クロス貼、フローリング貼など) ・建物附属設備(電気設備、給排水・ガス・冷暖房設備など) ・器具、備品(テーブル、椅子、陳列ケースなど) ・運搬料

**※助成を受けられるのは①又は②のどちらか1つです。**

(申請の際に選択していただきます。)

### ◇ 対象者

①火災や自然災害により商店街等で営業中の店舗に被害を受けた方で  
**被災証明書又は、り災証明書で確認ができる方**

②個人事業主、中小企業者、社会福祉法人、NPO、一般社団・財団法人

③小売業、サービス業(飲食店を含む)の店舗(事務所等は対象外です。)

※性風俗関連特殊に該当する業種は対象となりません。

**※申請できる期間は火災・災害発生日から1年以内です。**

### ◇ 対象となる出店地域

**市内の商店街・市場で、市が指定した地域** ※詳しくはお尋ねください。

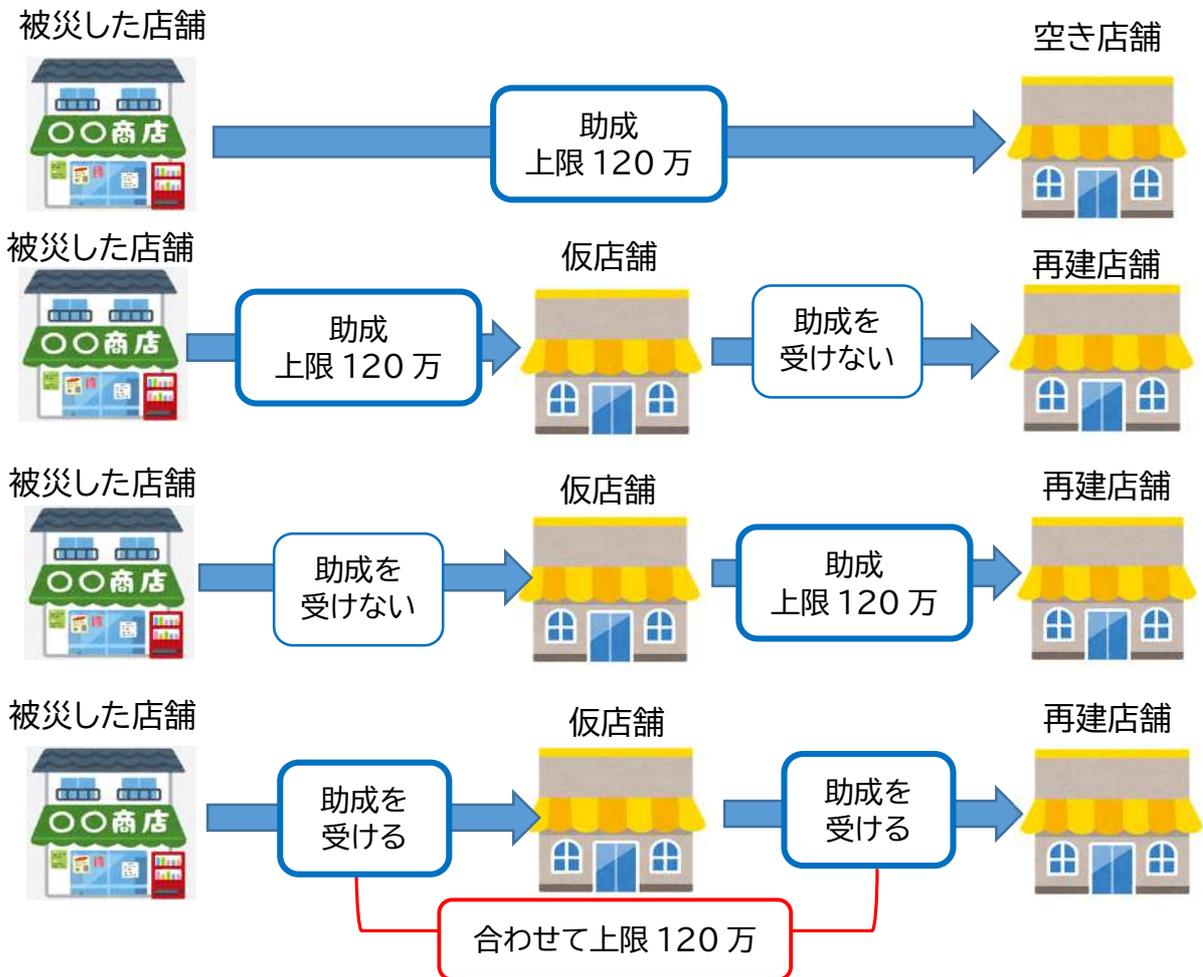
## ◇ 対象となる店舗

- ① 空き店舗への移転
- ② 仮店舗への一時的な移転
- ③ 再建した店舗への移転

※いずれも対象となる出店地域内への移転に限られます。

※②、③のいずれか一方で助成を受けることも、両方について助成を受けることも可能です。なお、両方について助成を受ける場合は合計額120万円が上限です。

## ◇ 助成のイメージ



### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1

電話：093-582-2050 FAX：093-591-2566

E-mail：san-service@city.kitakyushu.lg.jp

